

CASH RADAR Pro Ver4.7.0

～ 定率減税縮小対応後の源泉所得税計算式につきまして～

2005年11月 NMCサポートセンター

[甲表]

「電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する場合の財務省告示」(電算式)を採用しております。
11月末リリースの「Ver4.7.0定率減税縮小対応」を行うと、平成18年1月1日以降支給の給与計算における所得税計算方法は下記のとおりになります。

所得税額 = 課税給与所得金額() × 税率(表3) - 控除額(表3)

()課税給与所得金額 = 給与データ入力「課税対象額」 - 給与所得控除額(表1) - 各種控除額(表2)

(表1) 給与所得控除額

課税対象額下限	課税対象額上限	給与所得控除額の算式
- 円	135,416 円	54,167 円
135,417	149,999	課税対象額 × 40% + 0 円
150,000	299,999	課税対象額 × 30% + 15,000 円
300,000	549,999	課税対象額 × 20% + 45,000 円
550,000	833,333	課税対象額 × 10% + 100,000 円
833,334	-	課税対象額 × 5% + 141,667 円

(表2) 各種控除額

基礎控除	31,667円	一律(本人控除)
配偶者控除	31,667円	控除対象配偶者「あり」
扶養控除	31,667円	扶養親族数を乗じる 障害者等は扶養親族数に加算

(表3) 税率・控除額

課税給与所得金額下限	課税給与所得金額上限	税額の算式 (率) (控除額)
- 円	275,000 円	課税給与所得金額 × 9% - 0 円
275,001	658,333	課税給与所得金額 × 18% - 24,750 円
658,334	750,000	課税給与所得金額 × 20% - 37,917 円
750,001	1,500,000	課税給与所得金額 × 30% - 112,917 円
1,500,001	-	課税給与所得金額 × 37% - 217,917 円

10円未満の端数は四捨五入

各表は、システム管理[法定情報]タブ内の【所得税月額表甲欄設定】で確認できます。

[乙表]

給与データ入力の課税対象額をもとに、「給与所得の源泉徴収税額表:月額乙表」から算出します。
11月末リリースの「Ver4.7.0定率減税縮小対応」を行うことで月額表が改訂されます。
月額表は、システム管理[法定情報]タブ内の【所得税月額表乙欄設定】で確認できます。

[丙表]

CASH RADAR Proでは計算しません。給与データ入力で直接入力を行って下さい。

賞与の所得税につきまして (甲・乙共通)

一番近い給与の社会保険料控除後の給与額をもとに、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」から算出します。

11月末リリースの「Ver4.7.0定率減税縮小対応」を行うことで算出率の表が改訂されます。

算出率の表は、システム管理[法定情報]タブ内の【所得税賞与テーブル設定】で確認できます。